

平成 21 年度 北海道地方競馬番組編成要領

第 1 趣 旨

「北海道地方競馬実施条例」(昭和 52 年北海道条例第 30 号)及び「北海道地方競馬実施条例施行規則」(昭和 52 年北海道規則第 64 号。以下「規則」という。)に基づき、平成 21 年度(平成 21 年 4 月 29 日から平成 21 年 11 月 19 日の間)において北海道が行う地方競馬(以下「ホッカイドウ競馬」という。)の番組の作成についてはこの要領の定めるところによる。

第 2 定 義

- 1 「未出走馬」とは、競走経歴のない馬をいう。
- 2 「経歴馬」とは、平成 20 年度以前における最終出走がホッカイドウ競馬の馬をいう。ただし、交流競走等で出走した他地区所属馬を除く。
また、経歴馬の内、「限定経歴馬」とは、初出走以降継続してホッカイドウ競馬に出走している馬をいう。
- 3 「再転入馬」とは、ホッカイドウ競馬所属馬が平成 20 年度ホッカイドウ競馬出走以降、他地区へ転出し、平成 21 年 4 月 28 日まで他の主催者が実施する競走に出走した馬をいう。
- 4 「転入馬」とは、未出走馬、経歴馬及び再転入馬以外の馬をいう。
- 5 「取得賞金」とは、競走において取得した本賞金(第 1 着から第 5 着まで)の合計額をいう。
- 6 「番組賞金」とは、要領第 8 の規定による賞金をいう。
- 7 「馬の年齢」とは、その馬が出生した年を 0 歳とし、出生年の 1 月 1 日から起算した年齢をいう。
- 8 「委員長」とは、規則第 4 条第 1 項に定めるものをいう。

第 3 出走申込馬の資格

規則第 25 条の規定に基づく出走の申し込みができる馬は、次の 1、2 及び 3 の要件を満たすものとする。

なお、転入馬にあっては、4 に掲げる基準についても適合する馬とする。

- 1 地方競馬全国協会の競走馬登録を受けた軽種及び軽半血種の馬
- 2 輸入前に外国の競走に出走したことの無い 3 歳以上の外国産馬及び交流競走等に出走する他地区所属の外国産馬
- 3 満 2 歳以上の馬
- 4 転入馬
出走停止処分を受けたことの無い馬。ただし、次のいずれかに該当する馬はこの限りでない。
ア 理化学検査陽性により出走停止処分を受けた馬
イ 障害競走の飛越により出走停止処分を受けた馬
ウ 競走調教不十分、能力支障、又は健康支障により出走停止処分を受け、出走停止処分後 2 回以上出走した馬
エ 発走調教不十分により出走停止処分を受け、その後、直近の競走から 2 走以内において発走調教不十分(再検査等)により処分を受けていない馬

第 4 出走の拒否

次のいずれかに該当する馬は、出走を拒否する。

- 1 痼疾の程度の重い馬
- 2 両眼の失明馬
1 眼の失明馬については原則出走を拒否する。ただし委員長が認めた場合この限りでない。
- 3 平成 21 年度北海道地方競馬馬検査実施要領に基づく馬検査に合格しなかった馬
- 4 内因性の鼻出血を発症し、出走制限期間(20 日間、発症初回競走実施日から 6 ヶ月以内の再発症 30 日間、再発症から 6 ヶ月以内の再々発症 60 日間)を経過していない馬

- 5 番組から除外されている馬
- 6 賞金返還に応じなかったため、出走を拒否されている馬主の所有する馬
- 7 禁止薬物のアナボリックステロイド（スタノゾロール、ナンドロロン、フラザボール、ボルデノン、メテノロン、トレンボロン、フルオキシメステロン及び17β-メチルステロイド類）が検出された場合、検出された競走の施行日から起算して60日間を経過しない馬
ただし、自己の負担と責任において「競走馬理化学研究所」による検査を受け、当該薬物が体内に残留していないことが証明され、出走停止期間を経た馬はこの限りでない。
- 8 その他委員長が競走の公正確保上好ましくないと認めた馬

第5 競走の区分

競走は、サラブレッド系（以下「サラ系」という。）及びアラブ系（以下「アラ系」という。）に大別する。

- 1 サラ系競走に出走できる馬は、アラブ血量 25%未満のものとする。ただし、番組で指定する馬はこの限りではない。
- 2 アラ系競走に出走できる馬は、アラブ血量 25%以上のものとする。

第6 格付区分

格付区分は、次のとおりとする。

1 一般馬

（番組賞金：単位万円）

A 級			B 級			
1	2	3	1	2	3	
1,000超	1,000以下	800以下	600以下	450以下	300以下	
C 級			D 級			
1	2	3	4	1	2	3
200以下	160以下	130以下	100以下	80以下	60以下	40以下

2 3歳条件

1	2	3	4	未勝利
200超	200以下	150以下	100以下	

3 2歳

1	2	3	4	新馬	未勝利
200超	200以下	150以下	100以下		

第7 格付基準

馬の年齢及び番組賞金額によりそれぞれ次のとおり格付する。

- 1 2歳
2歳馬とする。
- 2 3歳条件
ア 3歳の経歴馬（再転入馬含む）
イ 3歳の未出走馬（過去に日本中央競馬会で登録をしていない馬）
ウ 3歳の転入馬（過去に日本中央競馬会で登録をしていない馬）

ただし、3歳条件馬の番組賞金が下表に該当した場合は一般馬へ格付けする。

第3回門別競馬終了迄	第3回門別競馬終了時	第4回門別競馬～ 第5回門別競馬終了迄	第5回門別競馬終了後
400万円を超える馬が 1着となった場合	400万円を超える馬	250万円を超える馬が 1着となった場合	全馬

3 一般馬

3歳以上の馬とし、番組賞金により格付する。

4 転入馬の格付

要領第 8 により算定される番組賞金に当初格付する。ただし、過去に日本中央競馬会に登録のあった 3 歳以上馬は、要領第 8 により算定される番組賞金に 25 万円を加算し当初格付するものとする。

また、2 歳未勝利馬の当初格付には、取得賞金があっても番組賞金に算入しない。

第 8 番組賞金

番組賞金は、当初格付番組賞金（表 1 のアからウ）に本年ホッカイドウ競馬において得られる番組賞金（表 2 及び表 3）を加えて得た合計額とする。ただし、他主催者の実施する競走によって得られる取得賞金がある場合は、下表 A 及び B によって算定された賞金を算入するものとする。（千円未満は切捨て）

なお、着順確定後に失格及び着順変更があっても番組賞金は変更しないものとする。

表A ホッカイドウ競馬開催期間外に他の競馬に出走した経歴馬及び再転入馬

競 走	加 算 率
ダートグレード競走 J R A 主催競走 地方主催交流競走 その他の競走	40%（2歳は15%）
	0%

表B 転入馬及び再転入馬

所属	競 走	加 算 率
J R A 在 籍 時	J R A 主催平地競走	40%
	ダートグレード競走	0%
	障害競走	0%
	大井・川崎・船橋・浦和主催競走 （ダートグレード競走は除く）	60%
	兵庫主催競走 （ダートグレード競走は除く）	80%
	その他の競走	100%
地 方 在 籍 時	大井・川崎・船橋・浦和主催競走 （ダートグレード競走・J R A 認定競走は除く）	60%
	兵庫主催競走 （ダートグレード競走・J R A 認定競走は除く）	80%
	J R A 認定競走（1 着）	100%
	J R A 認定競走（2～5 着）	50%
	J R A 主催競走 ダートグレード競走	40%
	その他の競走	100%

表 1 当初格付番組賞金

ア 経歴馬

区分	当初格付けされる番組賞金
2歳	-
3歳	2歳番組賞金 + 表Aの算定賞金
4～5歳	前年度最終番組賞金 × 0.8 + 表Aの算定賞金
6歳	前年度最終番組賞金 × 0.7 + 表Aの算定賞金
7歳以上	前年度最終番組賞金 × 0.6 + 表Aの算定賞金

イ 再転入馬

区分	当初格付けされる番組賞金
3歳	転出時番組賞金 +
4～5歳	(転出時番組賞金 +) × 0.8 +
6歳	(転出時番組賞金 +) × 0.7 +
7歳以上	(転出時番組賞金 +) × 0.6 +

	表Bの算定賞金(転出後から平成20年11月20日まで) + 表Aの算定賞金(平成20年11月21日から平成21年4月28日まで)
	表Bの算定賞金(転出後から平成20年11月20日まで) + 表Aの算定賞金(平成20年11月21日から平成20年12月31日まで)
	表Aの算定賞金(平成21年1月1日から平成21年4月28日まで)

ウ 転入馬

区分	当初格付けされる番組賞金
2歳	表Bの算定賞金 × 0.4
3～5歳	表Bの算定賞金(2歳時) × 0.4 + 表Bの算定賞金(3歳以降) × 0.8
6歳	表Bの算定賞金(2歳時) × 0.4 + 表Bの算定賞金(3歳以降) × 0.7
7歳	表Bの算定賞金(2歳時) × 0.4 + 表Bの算定賞金(3歳以降) × 0.6
8歳	表Bの算定賞金(2歳時) × 0.4 + 表Bの算定賞金(3歳以降) × 0.5
9歳以上	表Bの算定賞金 × 0.4

表 2 本年度ホッカイドウ競馬において得られる番組賞金

2歳	ダートグレード競走 1～5着賞金の15%	ブリーダーズゴールドジュニアカップ 1～5着賞金の40%	その他重賞競走・プレミアム競走 1～5着賞金の80%
	フレッシュチャレンジ競走 1着馬800千円 2～5着賞金の20%	ルーキーチャレンジ競走 1着馬600千円 2～5着賞金の20%	その他の競走 1着賞金の全額 2～5着賞金の50%
	アタックチャレンジ競走 1着馬440千円 + それ以前の番組賞金(10万円を上限とする) 2着～5着賞金の20%		
3歳以上	ダートグレード競走 1～5着賞金の40%	条件交流競走 1～5着賞金の60%	その他の競走 1～5着賞金の全額

表 3 本年度他主催者の交流競走等において得られる番組賞金

区分	加算率
2歳	1～5着賞金の15%
3歳以上	1～5着賞金の40%

第9 負担重量

規則第24条に基づく負担重量の種類は、次のとおりとする。

1 馬の年齢によって定める重量

(1) 定量

2 歳			3 歳		4歳以上
4月29日から 7月30日まで	8月4日から 9月24日まで	9月29日から 11月19日まで	4月29日から 9月24日まで	9月29日から 11月19日まで	全期間
53kg	54kg 牝1kg減	55kg 牝1kg減	55kg 牝2kg減	56kg 牝2kg減	56kg 牝2kg減

2 ハンデキャップにより定める重量

3 馬の年齢、性、勝利度数、取得賞金の額その他競馬番組で定める条件等により算出する重量

(1) 基礎重量（63kgを上限とする。）

ア 経歴馬で年度当初の番組賞金が2,000万円を超える馬は定量に1kgを加えた重量

イ 転入馬で転入時の番組賞金が2,000万円を超える馬は、定量に1kg加増し、さらに3,000万円ごとに1kgを加えた重量

ウ その他の馬

定量

(2) 規定重量（2歳馬は58kg、3歳以上馬は63kgを上限とする。）

ア 2歳馬は、定量に番組賞金200万円ごとに1kgを加えた重量

イ 3歳条件馬は、定量に番組賞金300万円ごとに1kgを加えた重量

ウ 一般馬は、

a 当初格付け番組賞金が1,000万円を超える場合は、本年度で得られる番組賞金が300万円ごとに1kgを基礎重量に加えた重量

b 本年度において番組賞金が1,000万円を超えた場合は、その後得られる番組賞金200万円ごとに1kgを基礎重量に加えた重量

(3) 別定重量

その都度競馬番組で定める。

第10 騎乗の制限及び減量騎手

1 騎手の1日に連続騎乗できる騎乗数は原則として8騎乗を限度とする。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 騎乗を変更した騎手の翌日の騎乗を認めない。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りでない。

3 騎手は初騎乗から3年間、一般競走及びD級の特別競走（ハンデキャップ競走は除く。）に騎乗する場合は、勝利度数に応じ、下表1及び2のとおり減量する。（北海道所属騎手に限る。）

ただし、D級の特別競走に騎乗する騎手が10勝未満であった場合、1年間以上のホッカイドウ競馬における騎乗歴を有するものとする。

表1(一般競走)

勝利度数	減量	表示
10勝未満	3kg	
10勝以上20勝未満	2kg	
20勝以上30勝未満	1kg	

表2(一般馬D級特別競走)

勝利度数	減量	表示
20勝未満	2kg	
20勝以上30勝未満	1kg	

第11 出走投票及び出走の制限

- 1 出走した日から起算して5日を経過しなければ、出走できないものとする。
- 2 出走投票の結果、1競走の出走頭数が7頭以下の場合は当該競走を取り止める。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 3 競走距離出走制限頭数
出走制限頭数は、12頭を上限とする。
ただし、重賞競走等における出走制限頭数は下表による。

区分	札幌		門別	
	距離	頭数	距離	頭数
2歳	900	12	1,000	14
	1,000	14	1,200	16
	1,600	12	1,700	12
	1,700	14	1,800	14
			2,000	16
3歳以上	1,000	14	1,000	14
	1,600	12	1,200	16
	1,700	14	1,700	12
	2,400	12	1,800	14
	2,485	14	2,000	16
		2,600	14	

都合により距離及び頭数は変更することがある。

J R A 交流競走等は別に発表する。

- 4 前項に定める頭数を超えて出走投票があった場合は、次により出走馬を決定する。
なお、この方法によっても順位を決定し難い場合は抽選により決定する。
 - (1) 一般馬競走、3歳条件競走（未勝利競走を除く）
以下の順序により決定する。
 - ア 当該開催初出走馬
 - イ 当該競走の条件馬
 - ウ 前開催時に編成された条件において抽選にもれ、その開催中に出走できなかった馬
 - エ 当該開催に編成された条件において抽選もれになった馬（当該開催二走目で抽選もれとなった馬は除く。）
 - (2) 3歳条件未勝利競走、当該開催2走目の馬及び格上条件に出走投票した初出走馬は、番組賞金順とする。
 - (3) J R A 認定競走及び2歳未勝利競走は、別に定めるものとする。
- 5 出走取消又は競走除外された馬は、出走予定日から起算して5日を経過しなければ出走できないものとする。ただし、委員長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 6 競走の結果認めるべき事由がないのに当該競走の5着馬のタイムより5秒を超えて入線した場合は、原則として次開催の出走を認めない。
ただし、次の場合は除く。
 - (1) 重賞競走・J R A 交流競走その他競馬番組で指定する競走
 - (2) 21年度ホッカイドウ競馬初出走馬
 - (3) 委員長が特に認めて他の主催者の実施する交流競走等に出走する場合
- 7 出走停止を受けた馬は停止期間を満了し、かつ馬検査（再検査）に合格後でなければ出走できない。
- 8 再検査指示を受けた馬は馬検査（再検査）に合格後でなければ出走できない。
- 9 出走制限を受けた馬は制限期間が満了するまで出走できない。
- 10 馬主と調教師間で文書により締結された預託契約書写などが委員長に提出されていない馬は出走投票できないものとする。

第 12 競走の分割及び併合

委員長は出走投票の結果、特に必要があると認めたときは競走を分割又は併合することができる。

第 13 その他

- (1) J R A が認定する地方競馬の競走（J R A 認定競走）は、競馬番組表に表示する。
- (2) この要領は都合により変更することがある。
- (3) この要領で定めるもののほか、競馬の開催に必要な事項は委員長が別に定める。